

生駒市賃上げ促進給付金審査等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、生駒市賃上げ促進給付金審査等業務(以下「本業務」という。)の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業務名称	生駒市賃上げ促進給付金審査等業務
業務目的	急激な労務コストの上昇及び世界的な物価高騰に直面する市内中小事業者に対し、賃上げ原資の一部を給付する「生駒市賃上げ促進給付金」について、申請受付から審査、交付決定補助、報告に至る一連の事務を外部委託するもの。
履行期間	契約締結日から令和9年(2027年)2月28日まで
履行場所	受託者の指定する場所(セキュリティ対策が講じられた国内の事業所に限る。)
予定価格	金10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 公示日から受託候補者特定の日まで、本市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- (6) 次に該当する法人等でないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 生駒市政治倫理条例(平成20年6月条例第25号)第16条に規定する法人等でないこと。

4 スケジュール

項目	期日
公募開始・実施要領の公表	令和8年3月25日(水)
質問受付期間	令和8年3月25日(水)～令和8年4月3日(金)16時半まで
質問への回答	令和8年4月7日(火)
企画提案書等の提出期限	令和8年4月14日(火)16時半まで
第1次審査(書類審査)	令和8年4月17日(金)(予定)
第1次審査結果の通知	令和8年4月20日(月)(予定)
第2次審査(ヒアリング等)	令和8年4月21日(火)(予定)
第2次審査結果の通知	令和8年4月24日(金)(予定)
契約締結	令和8年4月28日(火)(予定)

※ 上記スケジュールは変更する場合があります。変更する場合は、速やかに通知します。

5 質問の受付及び回答

(1)受付期間:令和8年3月25日(水)～令和8年4月3日(金)16時半まで

(2)受付方法:質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。

(3)提出先:生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課

(電子メールアドレス) keizai@city.ikoma.lg.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(4)回答日:令和8年4月7日(火)

(5)回答方法:生駒市ホームページで公表。

6 提出書類

企画提案書等の提出にあたっては、以下の書類を期限までに提出すること。

(1)提出期限:令和8年4月14日(火)16時半

(2)提出方法:持参又は郵送(書留に限る。提出期限必着。)

(3)提出部数:正本1部、副本5部(合計6部)

(4)提出先:〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番 38号 生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課

(5)提出書類一覧

No.	提出書類	備考
1	業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)	正本のみ用意。
2	会社概要(様式3)	
3	業務実績調書(様式4)	過去5年間に国、地方公共団体、または公共的団体(商工会議所、商工会、農業協同組合等)から受託した審査等業務の実績を記載。
4	担当者名簿(様式5)	
5	再委託調書(様式6)	再委託する場合のみ。
6	誓約書(様式7)	
7	役員等一覧表(様式8)	
8	業務スケジュール	任意様式
9	企画提案書	ページ数は、表紙・目次を除いて20ページ以内とすること。
10	参考見積書	任意様式 ※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。 ※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。 なお、参考見積書の金額が業務に要する費用(契約上限額)を超過した場合は失格となるため、留意すること。 ※消費税及び地方消費税について明確に分かるよう記載すること。
11	法人について、最新の事業年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し	正本のみ用意。 ※本市の令和7年物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、不要。
12	商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し	正本のみ用意。企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。 ※本市の令和7年物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、不要。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1)第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査・採点し、高い評価を得た提案者4者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が4者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和8年4月17日(金)予定

(2)第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。

プレゼンテーションは、第1次審査を通過した者の希望を踏まえ、オンラインまたは本市が指定する場所において実施する。

ア. 実施日:令和8年4月21日(火)予定(実施時間等の詳細については別途通知する)

イ. 出席者:3名以内とする

ウ. 説明等

(ア)プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

(イ)プレゼンテーション終了後、15分以内でヒアリング時間を設ける。

(ウ)プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

(エ)プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

(3)審査結果の通知

ア. 第1次審査

審査結果を電子メールで通知する。

なお、選定通過者のみ、第2次審査の日程等を電話及び電子メールで通知する。

イ. 第2次審査

審査結果を電子メールで通知するとともに、結果の概要について応募者が特定されない方法により生駒市ホームページで公表する。

8 受託候補者の選定

(1)審査の結果、総合評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。

(2)受託候補者として選定された者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合に契約を締結する。

(3)受託候補者との協議が整わない場合は、次順位の者と協議を行うことができるものとする。

9 審査基準及び配点

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 業務実績に関する項目 | 5点/100点 |
| ② 見積書に関する項目 | 15点/100点 |
| ③ 企画提案書・ヒアリングに関する項目 | 80点/100点 |

10 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコル額が、予定価格を超過したもの

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。
- (6) 審査の経過及び結果に関する問合せには応じない。
- (7) 本プロポーザルに関して知り得た情報を、本手続以外の目的に使用してはならない。
- (8) 提出された企画提案書等の内容は、生駒市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- (9) 受託候補者の選定にあたっては、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、契約締結にあたって市と受託候補者との間で詳細を協議するものとする。

13 担当部署(提出・問合せ先)

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番 38 号

生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課 担当:吉村、山本

TEL:0743-74-1111(内線)2262 E-mail keizai@city.ikoma.lg.jp